

一般家庭における火災廃棄物搬入の申請手続きの流れ

一般家庭住宅の火災廃棄物（※家財道具類のみ）を市の処理施設へ自己搬入される場合は、ごみ処理手数料が免除になります。申請手続きの流れは以下のとおりです。

① り災証明書の発行

ごみ処理手数料の免除の申請を行う際、「手数料減免申請書」の添付資料として、り災証明書の写しが必要なため、川越地区消防組合から、り災証明書（提出先が「川越市役所」と記載のあるもの）を発行してもらいます。



② 立会い（現地確認）日時の協議

市の職員、被災者及び搬入車両の運転者にて、現地立会いを行う日時を決定します。

※環境施設課管理担当(049-239-6901)までお問い合わせください。



③ 立会い（現地確認）

市の職員、被災者、搬入車両の運転者で、搬入できる家財道具類の確認や、搬入時の注意事項の確認を行います。確認後、「手数料減免申請書」の記入及び「手数料減免決定書」の交付を行います。

※り災証明書の写しを持参してください。



④ 火災廃棄物の搬入

次ページの「火災廃棄物（一般家庭）の受入及び搬入基準について」の内容をお守りいただき、搬入となります。搬入の際、「手数料減免決定書」を持参してください。なお、市の処理施設では、毎回の搬入時に受付を行っていただきます。被災された方が必ず受付を行ってください。

一般家庭における火災廃棄物の受入及び搬入基準について

1. 受入対象

立会い（現地確認）の際に確認した火災廃棄物については、「川越市家庭ごみの分け方・出し方」を参照の上、分別にご協力ください。分別されていない廃棄物は搬入できません。

なお、市の処理施設に搬入できる火災廃棄物は、一般家庭住宅の家財道具類のみとなります。以下のものは搬入できませんので、専門の処理業者へ処理を依頼してください。

●市の処理施設で処理できないもの

【建築物に由来するもの】

ブロック、コンクリートの破片、壁材、屋根材（スレート等）、瓦、柱、はり、基礎部分、土・石、タイル、灰など

【家電リサイクル法等対象機器】

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機、パソコンなど

【有害性、危険性のある適正処理困難物】

廃タイヤ、バッテリー、消火器、薬品、ピアノなど

●工場・商店・社宅等の事業系の火災廃棄物

2. 搬入日及び搬入時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時40分～11時30分、12時45分～15時30分

※搬入物の種類や量によって、日時を指定させていただく場合があります。

3. 搬入先

●資源化センター：川越市鯨井 782-3/049-234-0530

【可燃物】寝具類、家具類（タンス等）、畳、布類など

●東清掃センター：川越市芳野台 2-8-18/049-223-2645

【不燃物】金属製品、家電製品（家電リサイクル法対象機器は除く）など

※搬入先は、立会い（現地確認）にて決定します。

4. 搬入車両及び台数

- 2 tトラック（車両重量5 t未満、最大積載量2.0～2.9 tの車両）まで
 - 各施設とも1日あたり2台（午前1台、午後1台）まで
- ※2 tトラックより大きい車両での搬入はお断りします。
※荷台のあおり板を追加して積載した車両の搬入は、お断りします。
※搬入は、被災された方又は市の一般廃棄物収集運搬許可業者が行ってください。

5. 注意事項

- 車両の運転を他者に依頼する場合、搬入の際は、被災された方も搬入車両に同乗してください（市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合は、同乗は不要です）。
- 搬入日程等に変更があった場合は、搬入先の処理施設へ連絡してください。
- 廃棄物の運搬時は、シートを掛けるなどの飛散防止措置をお願いします。
- 車両からの廃棄物の荷下しは、搬入者をお願いしています。

この「火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について」を必ずお守りください。守られない場合は、搬入されても持ち帰りいただくこととなります。

<問い合わせ先> 環境施設課 管理担当 電話：049-239-6901